

平成 16 年度道産食品独自認証基準の改正について

各品目（ハム類、ベーコン類、ソーセージ類、ナチュラルチーズ、日本酒、熟成塩蔵さけ）の認証基準のうち、第 8 官能検査に係る改正案

改 正 案	現 行																														
<p>第 8 官能検査 最終の評価判定は、次に定める消費者による嗜好型官能検査（以下「消費者検査」という。）及び専門家による分析型官能検査（以下「専門家検査」という。）の総合評価によるものとする。</p> <p>1 消費者検査 （1）検査を行うパネルは、25名以上とする。 （2）パネルの選定に当たっては、購入する製品の種類、購入の頻度等について、事前にアンケート調査を実施し、調査の結果から性別、年齢層、職業層に極端な偏りがないこととする。ただし、特定の消費者を対象とした製品であって、事業者の申出があった場合は、パネルの構成を配慮することができるものとする。 （3）検査の前に、検査のコーディネーターからパネルに対し、製品の基礎的知識、評価対象の商品特性、検査方法等について説明した上で検査を実施するものとする。 （4）各パネルが評価対象の食品を試食し、次の表により点数を算出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="201 898 1062 1119"> <thead> <tr> <th>評 価</th> <th>評価点</th> <th>評価にあたってのコメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>好ましい</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>やや好ましい</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまり好ましくない</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>好ましくない</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）（4）の評価結果、<u>全パネルの評価点の平均を算出した上で、2の専門家検査に移行するものとする。</u></p> <p>2 専門家検査 （1）検査を行うパネル数は、5名以上の奇数とする。 （2）パネルの選定に当たっては、製品の製造方法、品質及び官能検査に一定の知識と経験を有する者とする。 （3）検査の前に、検査のコーディネーターからパネルに対し、評価対象の商品特性、検査方法等について説明し、検査を実施するものとする。 （4）検査は、次の表の左欄に掲げる4項目【ナチュラルチーズは3項目】の評価を行い、すべての項目で右欄に掲げる基準に適合するものを合格とし、パネルの意見が分かれた場合は、多数の評価で合否を判定する。 <u>なお、合否の判定に当たっては、1の消費者検査の結果を尊重するものとする。</u></p> <p>専門家検査の評価表は、各品目ごとにそれぞれ規定</p>	評 価	評価点	評価にあたってのコメント	好ましい	5		やや好ましい	4		普通	3		あまり好ましくない	2		好ましくない	1		<p>第 8 官能検査 最終の評価判定は、次に定める消費者による嗜好型官能検査（以下「消費者検査」という。）及び専門家による分析型官能検査（以下「専門家検査」という。）の総合評価によるものとする。</p> <p>1 消費者検査 （1）検査を行うパネルは、25名以上とする。 （2）パネルの選定に当たっては、購入する製品の種類、購入の頻度等について、事前にアンケート調査を実施し、調査の結果から性別、年齢層、職業層に極端な偏りがないこととする。ただし、特定の消費者を対象とした製品であって、事業者の申出があった場合は、パネルの構成を配慮することができるものとする。 （3）検査の前に、検査のコーディネーターからパネルに対し、製品の基礎的知識、評価対象の商品特性、検査方法等について説明した上で検査を実施するものとする。 （4）各パネルが評価対象の食品を試食し、次の表により点数を算出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1555 898 1982 1119"> <thead> <tr> <th>評 価</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>好ましい</td> <td>+2</td> </tr> <tr> <td>やや好ましい</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>あまり好ましくない</td> <td>-1</td> </tr> <tr> <td>好ましくない</td> <td>-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（5） 【ハム類、ベーコン類、ソーセージ類及び熟成塩蔵さけの規定】 （4）の評価結果、全パネルの評価点の平均を算出し、<u>平均点がプラスの場合を合格として、引き続き専門家検査に移行するものとする。</u> 【ナチュラルチーズ及び日本酒の規定】 （4）の評価結果、全パネルの評価点の平均を算出した上で、2の専門家検査に移行するものとする。</p> <p>2 専門家検査 （1）検査を行うパネル数は、3名以上の奇数とする。 （2）パネルの選定に当たっては、製品の製造方法、品質及び官能検査に一定の知識と経験を有する者とする。 （3）検査の前に、検査のコーディネーターからパネルに対し、評価対象の商品特性、検査方法等について説明し、検査を実施するものとする。 （4）検査は、次の表の左欄に掲げる4項目【ナチュラルチーズは3項目】の評価を行い、すべての項目で右欄に掲げる基準に適合するものを合格とし、パネルの意見が分かれた場合は、多数の評価で合否を判定する。 【ナチュラルチーズ及び日本酒のみに規定】 なお、合否の判定に当たっては、1の消費者検査の結果を尊重するものとする。</p> <p>専門家検査の評価表は、各品目ごとにそれぞれ規定</p>	評 価	評価点	好ましい	+2	やや好ましい	+1	普通	0	あまり好ましくない	-1	好ましくない	-2
評 価	評価点	評価にあたってのコメント																													
好ましい	5																														
やや好ましい	4																														
普通	3																														
あまり好ましくない	2																														
好ましくない	1																														
評 価	評価点																														
好ましい	+2																														
やや好ましい	+1																														
普通	0																														
あまり好ましくない	-1																														
好ましくない	-2																														